

# 低温インキュベータ 仕様書

令和8年7月

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

1. 調達背景及び目的

本装置は、ヒーターと冷却器を備え、特に 0℃ から 40℃ の範囲を精度良く制御可能なインキュベータである。本装置を導入することで、ガスセンサの感度に及ぼす温度の影響を明らかにすることが可能となり、標準的なガスセンサ評価法の確立に貢献する。

2. 調達装置の名称、数量及び構成内訳

名称: 低温インキュベータ  
数量: 新品 1 式  
内訳: 低温インキュベータ本体

3. 装置の性能、機能、規格等

- 3-1. 庫内の容積が、250 L 以上であること。
- 3-2. 温度調節範囲が、0℃～40℃ の範囲を含むこと。
- 3-3. 0.1℃ 刻みで温度設定が可能であること。
- 3-4 庫内のどの点においても、温度は設定値の±0.7℃ 以内であること。
- 3-5 温度および時間を制御するプログラム運転が可能であること。なお、各プログラムの運転時間を 720 時間以上設定できること。
- 3-6 庫内から側面に設けられた測定孔を通してケーブル類を外部に取り出すことが可能であること。
- 3-7 霜取り（デフロスト）機能を有していること。

4. 設置条件

- 4-1. 設置場所
  - ・大阪府和泉市あゆみ野 2-7-1
  - 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 本部・和泉センター
  - 第 6 実験棟 1 階 D6-102 生活環境材料機器分析室 (1)
- 4-2. 設置許容寸法
  - ・幅 800 mm×奥行 600 mm×高さ 2000 mm
- 4-3. 設置許容重量
  - ・床耐荷重 150 kg/m<sup>2</sup>
- 4-4. 電源
  - ・単相 AC100 V・15 A の電源が 1 個。

5. 納入期限

令和 8 年 12 月 25 日 (金)

6. 検査

検査項目は以下の通りとする。

- ・員数検査
- ・外観検査
- ・性能検査

なお、検査用の試料及び消耗品は受注者が用意すること。

## 7. 職員研修

本装置について、以下の研修を当研究所職員に対して行うこと。なお、研修時間はのべ2時間（職員2名に対して、1時間/日を1日）以上行うこと。

- ・構造及び操作方法
- ・保守点検及び調整方法
- ・安全対策及び緊急時対応

なお、研修用の資料、試料及び消耗品等が必要な場合は、受注者が用意すること。

## 8. その他

- 8-1. 装置の搬入、設置又は据え付け、調整、研修及び検査に要する諸費用は受注者の負担とし、受注者は所定の納入期限までに行うこと。
- 8-2. 装置の設置等に際して、設置予定場所の寸法、搬入経路、床耐荷重等及び装置の稼働に必要な電気、冷却水、給水、排水、ガス配管等の既設の設備の仕様を事前に確認すること。また、既設の設備によって装置が正常に稼動するような措置を講じることとし、設備の追加や改修等の付帯工事、接続作業及び調整等が必要な場合は、全て受注者の負担により実施すること。
- 8-3. 装置の搬入、設置又は据え付け、付帯工事、接続作業及び調整等を行うにあたっては、事前に担当者と十分協議し、搬入経路を事前に確認すること。また、これらの実施にあたっては、当研究所の業務に支障をきたさないよう十分に配慮すると共に、万一、業務や建物設備等に損害が生じた場合は、受注者の責任において、これを補償すること。
- 8-4. 装置の操作方法に対して疑義が生じた場合、技術員の派遣指導、又はその他の適切な方法によって適宜対応すること。
- 8-5. 検査完了後1年間を装置の保証期間とし、正常な使用状況において発生した故障については、速やかに無償にて修理又は交換すること。
- 8-6. 保証期間内に制御ソフトウェアのバージョンアップ等が行われた場合は、無償で当センター納入装置についても行うこと。
- 8-7. 検査完了後1年を経過した後の有償期間においても、故障が発生した場合は、速やかに故障部品の交換や補修を行なうなどの措置を講じ、当研究所の業務に支障をきたさないようにすること。必要に応じて装置配送や技術員等の派遣により原因の解明と復旧にあたることのできるアフターサービス・メ

- メンテナンス体制を国内に有すること。
- 8-8. 当該装置が製造中止になったとしても、製造中止後 7 年間は装置の性能維持に必要な部品の供給を確保すること。
- 8-9. 装置の説明、使用方法、点検方法、トラブル時の対処方法などを記した日本語のマニュアルを 1 部提出すること。
- 8-10. 当該装置を設置・運用するにあたり、各種法令に基づき、申請あるいは届け出が必要な事項がある場合は、それを通知するとともに必要な書類を提出すること。
- 8-11. 機械に関する危険性等の通知について規定している労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 13 に基づき「残留リスク一覧」を提出すること。
- 8-12. 本仕様書に定める以外の項目で疑義が生じた場合は、双方協議のうえに対応すること。

以上